○観光庁告示第六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成二十年十月一日観光庁告示第一号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づく観光庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年四月一日

観光庁長官　溝畑　宏

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第二号館）　国土交通省大臣官房広報課内

○環境省告示第四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

環境大臣　松本　龍

表中「地方公共団体対策技術率先導入補助事業」を「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」に、「地域活動支援事業」を「地域活動支援・連携促進事業」に、「低公害車普及事業」を「先進的次世代車普及促進事業及び」に改め、「地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業」及び「及びソーラー環境価値買取事業」を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○防衛省告示第七十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十九年八月二十九日防衛省告示第百六十一号は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年四月一日

防衛大臣　北澤　俊美

一　東京都新宿区市谷本村町五―一　防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（防衛省市ヶ谷庁舎　庁舎E二棟一階）内

二　北海道札幌市中央区大通西十二丁目　北海道防衛局総務部総務課（札幌第二合同庁舎）内

三　北海道帯広市西六条南七丁目二　帯広防衛支局総務課（帯広地方合同庁舎）内

四　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目三―十五　東北防衛局総務部総務課（仙台第二合同庁舎）内

五　埼玉県さいたま市中央区新都心二―一　北関東防衛局総務部総務課（さいたま新都心合同庁舎一号館）内

六　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七　南関東防衛局総務部総務課（横浜第二合同庁舎）内

七　大阪府大阪市中央区大手前四丁目一―六十七　近畿中部防衛局総務部総務課（大阪合同庁舎第一号館）内

八　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二―一　東海防衛支局総務課（名古屋合同庁舎第一号館）内

九　広島県広島市中区上八丁堀六―三十　中国四国防衛局総務部総務課（広島合同庁舎第四号館）内

十　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一―七　九州防衛局総務部総務課（福岡第二合同庁舎）内

十一　熊本県熊本市東町一丁目一―十一　熊本防衛支局総務課内

十二　長崎県長崎市出島町二―二十五　長崎防衛支局総務課内

十三　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地　九　沖縄防衛局総務部報道室内

官庁報告

官庁事項

人事院公示第11号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「、人事院規則９―８―70（人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則）」「、人事院規則９―17―109（人事院規則９―17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）」及び「、人事院規則９―34―21（人事院規則９―34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則）」を削る。

第２項中第５号の８を削り、第５号の９を第５号の８とし、第６号の２を削り、第６号の３を第６号の２とし、第９号の２を削る。

第２項第22号(2)中「第５号、第７号イ、ロ若しくはニ」を「第６号イ若しくはハ、第７号」に、「、第10号又は第11号イ」を「又は第10号イ」に改め、同号(3)中「第３条第14号」を「第３条第13号」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第12号

人事院総裁は、人事院規則２―12（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、平成13年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　別表中「及び会計課」を「、会計課及び国際課」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第13号

人事院総裁は、人事院規則２―13（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、平成17年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　別表中「及び会計課」を「、会計課及び国際課」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第14号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第７条第２項の事務所の場所に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。

東京都千代田区霞が関１の２の３　人事院事務総局総務課内

埼玉県入間市宮寺3131　公務員研修所内

北海道札幌市中央区大通西12　人事院北海道事務局内

宮城県仙台市青葉区本町３の２の23　人事院東北事務局内

埼玉県さいたま市中央区新都心１の１　人事院関東事務局内

愛知県名古屋市中区三の丸２の５の１　人事院中部事務局内

大阪府大阪市福島区福島１の１の60　人事院近畿事務局内

広島県広島市中区上八丁堀６の30　人事院中国事務局内

香川県高松市松島町１の17の33　人事院四国事務局内

福岡県福岡市博多区博多駅東２の11の１　人事院九州事務局内

沖縄県那覇市樋川１の15の15　人事院沖縄事務所内

2　平成13年人事院公示第７号は、廃止する。

3　この決定は、平成23年４月１日から効力を発生する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
価定　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　五四四円（本体　五一〇円）（配送資料別）